

景観を取り巻く背景と経過

平成16年6月18日

景観法 公布

景観意識の高まりを背景に、わが国初の景観に関する総合的な法律

平成16年7月7日

『紀伊山地の霊場と参詣道』が世界遺産に登録

平成20年3月24日

和歌山県景観条例 制定

景観法の規定のもと、良好な景観形成のために、県や県民等が守るべき責務、景観形成の基本となる景観計画の策定及び運用のための必要事項、届出対象となる行為、景観審議会の設置や運営等について規定

平成21年1月1日

和歌山県景観計画 施行

県の景観形成に関する基本的な計画、景観計画の区域の範囲や区域内における景観形成の方針、行為の制限に関する事項等を規定
[中辺路地域・本宮地域の全域が『熊野参詣道（中辺路）』として景観形成上、特に重要と認められる地域である特定景観形成地域に指定された]

平成21年1月1日

景観法の規定による県への届出制度 開始

県の景観計画の施行に伴い、景観計画の区域内において、一定規模以上の行為（建築物の建築、工作物の建設、開発、土地の開墾、土石の採取、物件の堆積）を行なう場合には、事業者は事前（原則として、行為の着手の30日前）に景観法の規定により、届出が必要となり、景観計画に適合するよう誘導し、景観保全・創造を図る。
[市が受付後、意見を付し、県へ進達 ⇒ 県で審査]

平成27年9月24日

『吉野熊野国立公園の拡張』

みなべ町～串本町の県立自然公園区域とその周辺海域が編入

平成27年12月15日

『みなべ・田辺の梅システム』世界農業遺産に認定

平成28年10月24日

『鬮雞神社』『北郡越』『長尾坂』『潮見峠越』『赤木越』が世界遺産に追加登録

自然的・文化的景観の保全と観光資源としての活用など
田辺市独自の景観計画を活用した景観まちづくりが必要

田辺市景観計画 策定